

広島県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十八年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市久井町土取字清水山一〇〇九一の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため